

4 參考資料

参考資料1

三重県医療保健部食品安全課 「食品衛生何でも相談」

<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/shokuhinsoudan/35429030828.htm>



参考資料2

目黒区保健所（目黒区生活衛生課）「食品衛生 おや？ なんだろう（苦情処理事例集 異物・腐敗変敗編）」

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/hoken_eisei/eisei/shokuhin/jir_eishu/index.html



参考資料3 異物混入防止のポイント（三重県教育委員会）

（県立特別支援学校の給食における異物混入対策防止等対応方針より）

1 調理場における異物混入防止のポイント

（1）施設・設備、備品の作業開始前後の安全点検

- ・ナット、ねじの緩みや欠損、壁面塗装の剥がれ等はないか。
- ・調理台等の破損はないか。
- ・マグネット等の落下はないか。

（2）食材の検収・記録

- ・異物混入、包材の破損、色やにおい、製造ロット等を確認し記録したか。

（3）保管している食品の安全点検

- ・ごきぶり、はえ、ねずみ等の衛生害虫による汚染（かじり跡、糞の混入等）はないか。
- ・変色、カビ、異臭、異味、賞味期限切れ等がないか。

（4）調理従事者の身支度点検

- ・白衣や帽子に糸くずや毛髪等が付いていないか。
- ・帽子から毛髪がはみ出していないか。
- ・ポケットに何も入っていないか。（空になっているか。）

（5）食材の処理過程における点検

- ・袋入りの食材を開封する場合は、切れ味のよいはさみを使用しているか。
- ・開封後の袋本体と切れ端の数は同じか。袋本体と切断面が合うか。
- ・缶入りの食材を開封する場合は、ふたや缶の切れ端の混入がないか。
- ・ビンやプラスチック容器の場合、割れや欠けた部分がないか。
- ・開封後の食材をボール等に移し、袋や缶の切れ端、ビンやプラスチック容器のかけら、カビ、その他の異物混入や異常がないか確認してから使用しているか。

（6）調理機器の使用前後の点検

- ・ナットやねじの緩みや欠損はないか。
- ・キッチンばさみや包丁、スライサー、ミキサー等の刃の欠損はないか。
- ・ざる、ボール、スパテラ等の破損や、箸、トレー等の食器具の欠損はないか。

（7）その他

- ・調理場内は清潔に整理整頓されているか。
- ・異物混入につながる不要なものが室内及び調理作業、配缶作業を行う場所付近に置かれていないか。
- ・虫やほこり等が室内に入らないような対策が講じられているか。

2 食堂・ランチルーム・教室における異物混入防止のポイント

(1) 施設・設備、備品の作業開始前後の安全点検

- ・ナット、ねじの緩みや欠損、壁面塗装の剥がれ等はないか。
- ・テーブルやいすの破損はないか。
- ・画鋸、マグネット等の落下はないか。

(2) 配食担当者・給食当番児童生徒の身支度点検

- ・白衣や帽子に糸くずや毛髪等が付いていないか。
- ・帽子から毛髪がはみ出していないか。
- ・ポケットに何も入っていないか。(空になっているか。)

(3) 調理器具、食器具の使用前後の点検

- ・キッチンばさみの欠損はないか。
- ・しゃもじ、たまじゃくし、トンブ、箸、トレー等の食器具の欠損はないか。
- ・食器の破損はないか。汚れやごみ等が付着していないか。

(4) その他

- ・配膳場所とその周囲は清潔に整理整頓されているか。
- ・異物混入につながる不要なものが室内及び配膳場所付近に置かれていないか。

参考資料4 発生した時の対応（三重県教育委員会）

（県立特別支援学校の給食における異物混入対策防止等対応方針より一部抜粋）

●調理から検食終了までの間で異物を発見した時の具体的な対応 調理従事者 管理職

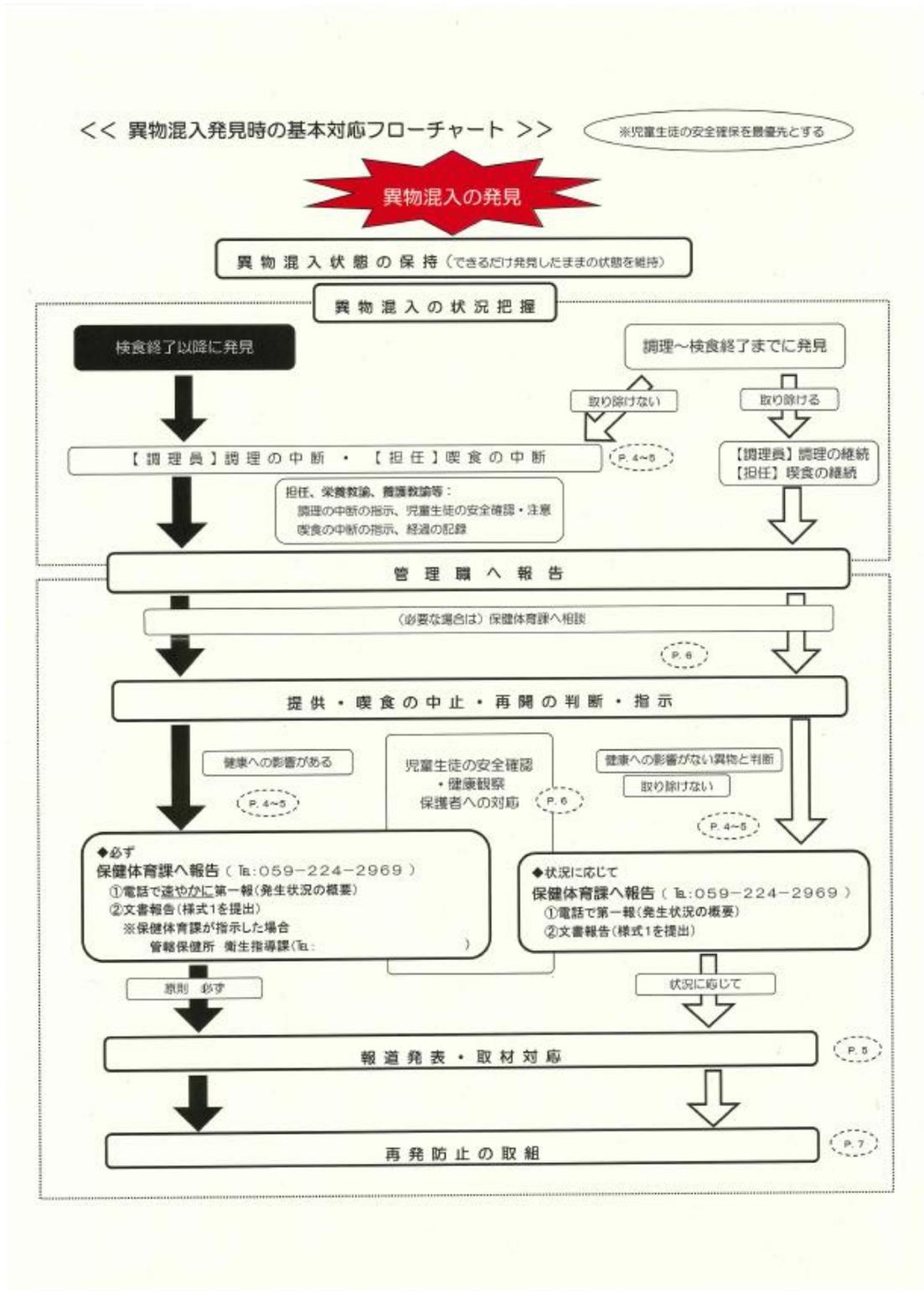
- 発見者は、発見時の混入状態を保持するとともに、速やかに管理職に報告し、指示を仰ぐ。
- 必要に応じて、食材の交換や使用中止、献立の変更等の対応を行う。
- 原因究明に取り組むとともに、原因が食材にあると考えられる場合は、食材納入業者に連絡し、原因究明と再発防止を依頼する。
- 調理中の取り扱いに原因があると考えられる場合は、調理従事者に再発防止を指導する。（調理業務委託校の場合は、調理業務委託業者に対し改善を申し入れる。）

●検食終了後（配膳・喫食時等）に異物を発見した時の具体的な対応 教職員 管理職

- 配膳時に異物を発見した教職員は、発見時の混入状態を保持し、直ちに配膳を中断する。他に混入がないかを確認するとともに、速やかに管理職に報告し、指示を受ける。
- 喫食時に異物を発見した教職員は、発見時の混入状態を保持し、直ちに喫食を中断する。他に混入がないか確認し、児童生徒の安全確認を行うとともに、速やかに管理職に報告し、指示を受ける。
- 教職員は管理職に異物の種類や数量、混入状況、喫食状況を速やかに報告する。
- 室内での混入の可能性も視野に入れ、異物の混入状況を把握したうえで、原因究明と再発防止策を検討する。
- 原因が食材にあると考えられる場合は、食材納入業者に連絡し、原因究明と再発防止を依頼する。
- 配膳中または喫食中の取り扱いに原因があると考えられる場合は、児童生徒、教職員に再発防止を指導する。

参考資料5 異物混入発見時の基本対応フローチャート（三重県教育委員会）

（県立特別支援学校の給食における異物混入対策防止等対応方針より）



学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集作成会議
ワーキンググループ委員

(敬称略・順不同)

◎委員長 ○副委員長

名 前	所 属
◎ 柴田 直樹	県医療保健部食品安全課食品衛生班 副参事兼課長補佐兼班長
○ 中川 悦子	県立松阪あゆみ特別支援学校 校長 (県立特別支援学校長会 副会長)
輪田 明梨	県立城山特別支援学校 栄養教諭 (三重県特別支援学校給食栄養研究会 幹事)
前田 美代子	鈴鹿市立白子中学校 栄養教諭 (三重県栄養教諭・学校栄養職員協議会 副会長)
中田 薫	桑名市教育委員会事務局教育総務課 技師 (市町等教育委員会給食担当 管理栄養士)
内藤 雅彦	公益財団法人三重県学校給食会 事務局長
増田 秀美	県教育委員会事務局研修推進課基本研修班 主幹兼研修主事
嶋田 和彦	県教育委員会事務局保健体育課 課長

事務局

藪中 一浩	県教育委員会事務局保健体育課 班長
若山 典彦	県教育委員会事務局保健体育課 主幹 (班長代理)
岸根 美絵	県教育委員会事務局保健体育課 充指導主事
堤 博江	県教育委員会事務局保健体育課 充指導主事